

手話言語の普及と多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための条例ができました。

いまりししゅりげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう しゅだん りょう そくしん かん じょうれい 「伊万里市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」 れいり ねん がつ にち せこう が令和7年4月1日に施行されました。

*条例の2つの目的

✓手話は独自の言語

しゅわ にほんご おな どくじ げんご 手話は日本語と同じ独自の言語です。 しゅわ どくじ げんご 条例では、手話を「独自の言語であ りかい そくしん ふきゅう る」と認め、その理解の促進と普及 すす を進めることとしています。

- それぞれの役割

√市の養務

しゅわ りかいそくしん ふきゅう およ 手話の理解促進と普及、及 び手話などのコミュニケー しゅだん りょう ション手段が利用できる かんきょう せいび すいしん 環境の整備を推進します。

✓ 多様なコミュニケー しゅだん りょうそくしん ション手段の利用促進

要約筆記・点字や音訳など、手話以外のコミュニケーション手段の利用ができるかんきょう せいび おこな 環境の整備を行います。

✓市党の養務

手話などのコミュニケー ション手段に対する理解 を深め、市が推進する 地はく きょうりょく 施策に協力します。

✓事業所の責務

にょう かた す 障がいのある方が過ごしや しょくばかんきょう せいび すいしん すい職場環境の整備を推進 し、おこな せさく きょうりょく し、市が行う施策に協力し ます。

- Q&A (条例についての質問と答え)
- Q. 条例ができて何が変わるの?

Q. わたしたちには何ができるの?

いまりし まいとししゅわ まな ば しゅわ ほうしいん ようせいこうざ かいさいまた、伊万里市では、毎年手話を学ぶ場として「手話奉仕員養成講座」を開催しているか かき さんしょう ます。詳しくは下記をご参照ください。

毎年、手話奉仕員養成講座を実施しています

まいとしがっ しゅわ ほうしいん ようせいこうざ じゅこうせい ぼしゅう 毎年5月に手話奉仕員養成講座の受講生を募集します。 しょうさい こうほう いまりし し きがる もう こ 詳細は広報や伊万里市のホームページでお知らせしますので、お気軽にお申し込みください。 れいわ ねんど うけつけ しゅうりょう ※令和7年度の受付は終了しました。

と あ te いまり Lやくしょ ふくしか しょう ふくしかり 問い合わせ先: 伊万里市役所 福祉課 障がい福祉係 TEL:0955-23-2156 FAX:0955-22-7650